

令和 7 年度 「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」 調査結果（民間発注者）

《要点》

- 工期設定にあたり猛暑日を「不稼働日」として考慮している企業は約 4 割だが、受注者からの申し入れがあった場合に 8 割が運用上対応している。

■ 工期全般における工期設定の状況

工期設定（Q1-1）

令和 6 年 12 月以前と比較して「長い工期の発注が増えた」と感じる企業は約 4 割であった。

工期変更の有無、またその理由（Q1-12,13）

発注者側の事由により工期の変更や一時中止を行った企業は全体の約 7 割であった。発注者側から工期を変更した理由として「関連工事との調整」、「設計不備による仕様・施工の変更」、「悪天候・自然災害」と回答した割合が高くなった。

受注者からの交渉対応（Q1-15,16）

受注者側から工期変更に関する交渉があった場合「ほとんどの工事に対応している」「概ね対応している」との回答が 9 割以上であった。変更理由としては「悪天候・自然災害」が最も多く約 8 割となった。

現場閉所率（Q1-17）

4 週 8 閉所について、契約時には約 5 割の現場において想定していた一方で、実際に実現できた現場は約 3 割であった。

■ 猛暑日の考慮について

不稼働日の考慮（Q1-7）

工期の設定にあたって、猛暑日を「不稼働日」として考慮していると回答した企業は約 4 割であった。

申し入れの状況（Q1-8,10）

受注者から、猛暑日を「不稼働日」として考慮する旨の申し入れを受けた企業の割合は約 2 割。申し入れに対し「契約書には記載しなかったが、運用上対応した」企業は 80.0%であった。

■ 制度への理解と取組の進捗について

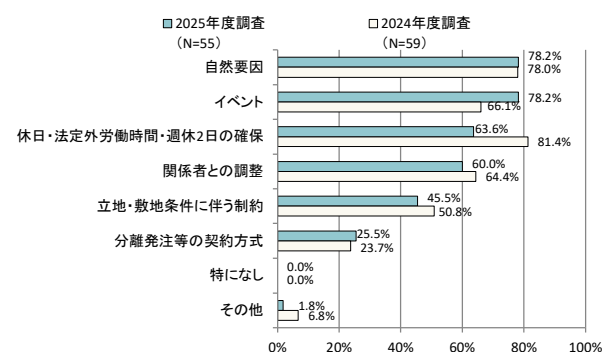
取組の認知状況（Q2-1-a）

2024 年 6 月に改正した「第三次・担い手 3 法」について、「内容まで知っている」は 60.0%、「名称は聞いたことがある」は 21.8%であった。

工期設定で考慮する内容（Q2-2）

約 8 割の発注者が、工期設定において「自然要因」について考慮していると回答した一方、「休日・法定外労働時間・週休 2 日の確保」について考慮していると回答した割合は、約 6 割であった<図 1>。

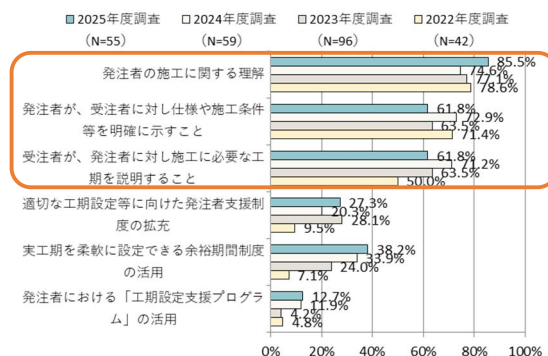
<図 1> 工期設定で考慮していること



適正工期に必要なこと (Q2-3)

適正工期に向けた最大の課題は、「発注者の施工に関する理解」が約9割を占め、4年連続で最多回答となった。そのほか、約6割の発注者が、「発注者が受注者に対し仕様や施工条件等を明確に示すこと」や「受注者が発注者に対し必要な工期を説明すること」について重要と回答<図2>。

<図2>適正工期に必要なこと



■工事の発注状況

発注できなかった工事 (Q3-1,3,4)

「発注できなかった・見送った工事がある」と回答した発注者は約3割であり、理由として「物価・人件費高騰や資材調達難によるコスト増を許容できなかった」割合が最も高くなった。工事種別としては建築工事が最も高い結果となった。

■資材価格高騰への対応状況

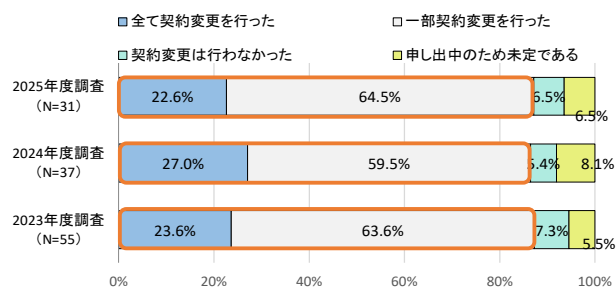
価格転嫁ルールの認知状況 (Q4-1)

「価格転嫁ルール」を認知している企業は、74.5%であった。

契約変更条項および変更契約協議の有無 (Q4-2,3,4)

物価変動に対応する契約変更条項がある発注工事は約6割、実際に受注者と契約変更協議を行った発注者は、約7割となった。また、「全て契約変更を行った」「一部契約変更を行った」と回答した企業は約9割であった<図3>。

<図3>協議後の契約変更状況



【調査の概要】

調査対象	工事発注実績がある民間企業(電気・鉄道・住宅・不動産業界等の団体、企業)
調査時点	令和8年1月1日現在(令和6年12月以降に請け負った工事)
調査項目	工期設定にあたっての受発注者間の協議の有無／工期設定で重視する項目／工期変更の理由／「工期に関する基準」等の認知度／適正な工期設定のために必要なことなど
回答企業数	102社(うち、有効回答企業数55社)